

制限表面とは

○必要な理由

- ・ 空港に離着陸する航空機は、空港周辺を高度を下げて飛行します。こうした航空機が安全に飛行できるようにするためには、空港周辺の一定の空間を障害物がない状態に保つ必要があります、このため、制限表面が設けられています。
- ・ 制限表面とは、こうした障害物がない状態に保つ必要がある空間の底面をいいます。

○制限の内容

- ・ 制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置することが禁止されています。ただし、水平表面に係る物件のうち、仮設物や避雷設備などについては、空港設置者（静岡県）の承認を受けて設置できる場合があります。

（航空法第 49 条第 1 項）

- ・ 制限表面の上に出ない物件であっても制限表面に近接する物件や、地表から 60m 以上の高さの物件については、航空障害灯の設置が義務付けられています。さらに、地表から 60m 以上の高さの物件については、昼間障害標識の設置が義務付けられる場合もあります。

（同法第 51 条第 1 項、第 51 条の 2 第 1 項）

○ 静岡空港の制限表面

- ・ **進入表面** 空港に着陸するため最終進入し、又は離陸直後に直線飛行する航空機の安全を確保するために設けられている表面です。

空港の着陸帯（滑走路を中心に延長 2,620m、幅 300m の区域）の短辺に接続し、かつ、水平面に対し上方へ 50 分の 1 の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するものをいいます。（航空法第 2 条第 7 項）

なお、進入区域とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長 3,000m の点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から 600m の距離を有する 2 点を結んで得た平面のことをいいます。（同法第 2 条第 6 項）

- ・ **水平表面** 旋回飛行する航空機の安全を確保するために設けられている表面です。

空港の標点（標高 132m）の垂直上方 45m の点を含む水平面のうち、この点を中心として半径 3,500m で描いた円周で囲まれた部分をいいます。

（同法第 2 条第 8 項）

- ・ **転移表面** 着陸をやり直すための進入復行など滑走路の側面方向へ飛行する航空機の安全を確保するために設けられている表面です。

進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であって、水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ 7 分の 1 の平面で、その末端が水平表面との接線になる部分をいいます。（同法第 2 条第 9 項）